

商標制度

州名	国名	パリ条約	WTO協定	マドリッド協定議定書	商標法	審査	商標権の登録	本国登録要件	譲渡要件	存続期間		不(使用年取消)	出(異議申立公告)	分類	サービスマーク	国際分類	備考
										起算日	期間(年)						
アジア	(東南アジア)																
	アフガニスタン	×	×	×	○	○	○			出	10	-	15日	商品34 サービス2	○	○	
	インド	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	7	5	3	商品34	-	○	(特)防護標章
	インドネシア	○	○	×	○	○	○	×	×	出	10	3	3	商品34 サービス11	○	○	第35類のみ独自分類(国産品)
	ベトナム	○	×	×	○	○	○	×		出	10	5	-	商品34 サービス11	○	○	
	カンボジア	○	×	×	×		○		○	出	10	なし	-	商品34 サービス11	○	○	
	スリランカ	○	○	×	○	○	○	×	×	出	10	5	3	商品34 サービス8	○	○	
	タイ	×	○	×	○	○	×	×	○	出	10	3	90日	商品34 サービス8	○	○	
	中国	○	○	○	○	○	○	×	×	登	10	3	3	商品34 サービス11	○	○	
	香港(中国)	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	3	3	商品34 サービス11	○	○	2003.4.4改正 (特)防護標章
	マカオ(中国)	○	○	×	○	○		×	○	登	7	3	90日	商品34 サービス8	○	○	
	台湾	×	○	×	○	○	○	×	○	登	10	3	3	商品34 サービス11	○	○	
	韓国	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	3	30日	商品34 サービス11	○	○	
	日本	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	3	登2	商品34 サービス11	○	○	
	ネパール	○	×	×	○	○	○	○	×	登	7	1	35日		○	-	ベースとなる本国登録 の分類に従う
	パキスタン	×	○	×	○	○	(○)	×	○	出	7 更15	5	2	商品34	-	○	(特)防護標章
	ミャンマー	×	○	×	×	(Common Law に基づき、新聞に警告的告示をする)											
	フィリピン	○	○	×	○	○	○	(本)	×	登	10	3	30日	商品34 サービス8	○	○	
	シンガポール	○	○	○	○	○	(○)	×	○	出	10	5	2	商品34 サービス11	○	○	
	ブータン	○	×	○	○	○				出	10		3	商品34 サービス8	○	○	
	モンゴル	○	○	○	○	○	○	×	×	出	10	5	30日	商品34 サービス8	○	○	
	マレーシア	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	3	2	商品34 サービス11	○	○	マレーシア全土に統一登録原簿、旧マラヤ、サバ、サラワク地区登録は、個別に更新手続を行う必要あり
	ラオス	○	×	×	×		○		○	出	10	5	-	商品34 サービス11	○	○	1995.1.18 首相令
	(中近東)																
	イエメン	×	×	×	○	-	○	(本)	×	出	10	5	6	商品33 サービス8	○	○	第32類(アルコール類)第33類以外は国際分類を採用

続葉有

州名	国名	パリ条約	WTO協定	マドリッド協定書	商標法	審査	商標権の登録	本国登録要件	譲渡要件	存続期間		不(使用年取消)	出(異議申立公告)	分類	サービスマーク	国際分類	備考
										起算日	期間(年)						
アジア	イスラエル	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	3 *	3	商品34 サービス11	○	○	
	イラク	○	×	×	○	○	(○)	×	×	出	15	2	90日	商品34 サービス8	○	○	独自分類(国際分類+ローカルサブクラス)
	イラン	○	×	×	○	○	○	×	○	出	10	3	30日	商品33 その他1 サービス8	○	○	32類ビール及び33類を除く
	クウェート	×	○	×	○	○	○	○	×	出	10	5	30日	商品33 サービス8	○	○	2002.12.4新法 第32類、第33類以外は国際分類を採用
	キプロス	○	○	×	○	○	×	×	○	出	7 更14	5	2	商品34	○	○	
	サウジアラビア	×	×	×	○	○	○	(本)	○	出	10 太陰暦	5	90日	商品34 サービス11	○	○	第33類以外は国際分類を採用
	ヨルダン	○	○	×	○	○	(○)	×	×	出	10	3	3	商品34 サービス8	○	○	
	シリア	○	×	×	○	○	○		○	出	10	なし	-	商品34 サービス8	○	○	
	トルコ	○	○	○	○	○	○	○	○	出	10	5	3	商品34 サービス8	○	○	指定商品进行特定
	レバノン	○	×	×	○		○	×	○	出	15	5	-		○	○	第32類、第33類以外は国際分類を採用
	カタール	○	○	×	○		○		×	出	10	5	4	商品33 サービス8	○	○	第33類は削除、第32類からビ-ル類を除く
	アラブ首長国連邦	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	30日	商品33 サービス11	○	○	第33類は削除、第32類からビ-ル類を除く
オセアニア	オーストラリア	○	○	○	○	○	(○)	×	○	出	10	3	3	商品34 サービス11	○	○	(特)防護標章 ノーフォーク島にも保護の効力が及ぶ
	サモア	×	×	×	○		○		○	出	14	5	3		-	○	
	ニュージーランド	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	3	商品34 サービス8	○	○	(特)防護標章 クック諸島及びトクマ諸島にも保護の効力が及ぶ
	ナウル	×	×	×	×	×	×	×									Cautionary Notice
	パプアニューギニア	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	3	3	商品34 サービス8	○	○	
アフリカ	エジプト	○	○	×	○	○	○	×	○	出	10	5	60日	商品34 サービス11	○	○	2002.6.2新法
	アルジェリア	○	×	×	○	×	○	×		出	10	1	-	商品34 サービス11	○	○	
	ウガンダ	○	○	×	○	○	×	×		出	7 更14	5	60日	商品34	-	○	ARIPO加盟
	エチオピア	×	×	×		×	アジアンパ-ルで発行されている地方新聞にNTRSの承認を得た警告文を2種6年毎に掲載 中間の2年目毎に、簡潔で非公式の警告文の掲載を行う							なし	-	-	エトリアには効力が及ばない(1993.5.24以降)
	ガナ	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	60日	商品34	-	○	ARIPO加盟
	ガボン	○	○	×	○			×	○	出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	ブルキナファソ	○	○	×	○			×	○	出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	カメルーン	○	○	×	○			×	○	出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	ギニア	○	○	×	○		○		○	出	10	なし	-	商品34	-	○	OAPI加盟

州名	国名	パリ条約	WTO協定	マドリッド協定	商標法	審査	商標権の登録	本国登録要件	譲渡要件	存続期間		不(使用年取消)	出(異議申立公告)	分類	サービスマーク	国際分類	備考
										起算日	期間(年)						
アフリカ	ケニア	○	○	○	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	60日	商品34 サービス11	○	○	ARIPO加盟
	コンゴ共和国	○	○	×	○			×	○	出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	コンゴ民主共和国 (旧ザイール)	○	○	×	○	×	○	×	×	出	10	3	-	商品34 サービス8	○	○	
	ザンビア	○	○	○	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	2	商品34	-	○	(特)防護標章
	シエラレオネ	○	○	○	○	○	×	×	×	出	14	5	3	50	-	-	旧英国商品分類を採用 ARIPO加盟
	スーダン	○	×	×	○		○	×	○	出	10	5	6	商品34 サービス11	○	○	アルコール飲料の登録不許可 ARIPO加盟
	セネガル	○	○	×	○			×	○	出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	コートジボワール	○	○	×	○			×	○	出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	ソマリア	×	×	×	○	○	×	×	×	出	20	3	-	49	○	-	旧伊国分類採用サービスは49類で登録可 ARIPO加盟
	ベナン	○	○	×	○					出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	タンザニア (旧ザンジバル)	○	○	×	○		×	×		出	14	5	3	商品50	-	-	旧英国商品分類を採用
	(旧タンガニーカ)	○	○	×	○		(○)			出	7 更10	5	60日	商品34 サービス11	○	○	
	中央アフリカ	○	○	×	○				○	出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	チュニジア	○	○	×	○	×	×	×	○	出	10	5	2	商品34 サービス11	○	○	
	チャド	○	○	×	○			×	○	出	10	5	6				OAPI加盟
	トゴ	○	○	×	○			×	○	出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	ナイジェリア	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	2	商品34	-	○	
	ニジェール	○	○	×	○			×	○	出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	ブルンジ	○	○	×	○	×	×	×	×		無期限	-	-	なし	-	-	
	マダガスカル	○	○	×	○	○	○		×	出	10	5	6	商品34 サービス11	○	○	1992.12大統領令
カ	マラウイ	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	2	商品34	-	○	ARIPO加盟
	マリ	○	○	×	○			×		出	10	6	-	商品34	○	○	OAPI加盟(1984.9.30) 1984.9.30以前のOAPI登録の効力は及ばない
	南アフリカ	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	5	3	商品34 サービス11	○	○	登録の効果が旧ボツアナ、トランスカイ、ベンダに及ぶ
	モーリタニア	○	○	×	○			×	○	出	10	5	6		○	○	OAPI加盟
	モロッコ (旧スペイン領地域) (旧フランス領地域) (シエリフィアンモロッコ王国)	○	○											商品34 サービス11 商品34	○	○	モロッコ王国全土に権利を取得するためにはそれぞれの地域に出願しなければならない

州名	国名	パリ条約	WTO協定	マドリッド協定	商標法	審査	商標権の登録	本国登録要件	譲渡要件	存続期間		不(使用年取消)	出(異議申立公告)	分類	サービスマーク	国際分類	備考
										起算日	期間(年)						
アメリカ	リベリア	○	×	×	○		○	×	×	出	10	5	3	商品34 サービス12	○	○	サービスに関しては独自分類
	ルワンダ	○	○	×	×	×	×			登	15	2	-	なし	○	-	
	ジンバブエ	○	○	×	○	○	○	×	○	出	10	5	2	商品34 サービス8	○	○	
ヨーロッパ	アイスランド	○	○	○	○	○	○	○	○	登	10	5	2	商品34 サービス8	○	○	
	アイルランド	○	○	○	○	○	(○)	×	○	出	10	5	3	商品34 サービス8	○	○	1996.7.1以前は出願日 起算7年 CTM
	アルバニア	○	○	×	○	×	×	×	○	登	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	
	イタリア	○	○	○	○	×	○	×	○	出	10	5	登3	商品34 サービス11	○	○	CTM
	バチカン	○	×	×	伊	×	○	○	○	出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	イタリア登録の効力が及ぶ
	オーストリア	○	○	○	○		○	×	○	登	10*	5	-	商品34 サービス8	○	○	CTM *登録日の月末起算10年
	オランダ	○	○	○	○		○	×	○	出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	ベネルックス統一商標法 審査するが拒絶しない CTM
	ギリシャ	○	○	○	○	○	○	×	×	出願 の翌日	10	5	*	商品34 サービス11	○	○	CTM *公告の翌月16日から 4ヶ月
	イギリス	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	3	商品34 サービス11	○	○	(特)防護標章 マン島にも効力が及ぶ CTM
	サンマリノ	○	×	×	○	×	○	○	○	出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	
	スイス	○	○	○	○	×	○	○	×	出	10	5	登3	商品34 サービス8	○	○	
	スウェーデン	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	5	登2	商品34 サービス8	○	○	CTM
	スペイン	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	2	商品34 サービス8	○	○	CTM 1989.5.12以前に出願 された登録は、更新後原 出願日起算10年の存続 期間に変わる
	エストニア	○	○	○	○	○	○	×	×	登	10	5	3	商品34 サービス8	○	○	
	ラトビア	○	○	○	○		(○)	×		出	10	5	3	商品34 サービス8	○	○	
	リトアニア	○	○	○	○	○		×		出	10	5	登3	商品34 サービス8	○	○	
パ	アルメニア	○	○	○	×					出	10			商品34 サービス8	○	○	
	アゼルバイジャン	○	×	×						出	10			商品34 サービス8	○	○	
	ベラルーシ	○	×	○	○	○	○	×		出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	
	グルジア	○	○	○	○	○	○	×		登	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	

続葉有

州名	国名	パリ条約	WTO協定	マドリッド協定議定書	商標法	審査	商標権の登録	本国登録要件	譲渡要件	存続期間		不（使用年取消）	出（異議申立公告）	分類	サービスマーク	国際分類	備考
										起算日	期間（年）						
ヨーロッパ	カザフスタン	○	×	×	○	○	○	×		出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	
	キルギス	○	○	×	暫					出	10			商品34 サービス8	○	○	
	モルドバ	○	○	○	○	○		×		出	10	5	3	商品34 サービス8	○	○	
	ロシア	○	×	○	○	○	○	×	○	出	10	3	-	商品34 サービス8	○	○	
	タジキスタン	○	×	×	○					出	10			商品34 サービス8	○	○	
	トルクメニスタン	○	×	○						登	10						
	ウクライナ	○	×	○	○	○	○	×		出	10	3	-	商品34 サービス8	○	○	
	ウズベキスタン	○	×	×	○	○	○	×		出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	
	チェコ	○	○	○	○	○	○	×	×	出	10	5	3	商品34 サービス8	○	○	
	スロバキア	○	○	○	○	○	○	×		出	10	5	3	商品34 サービス8	○	○	
ヨーロッパ	デンマーク	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	5	登2	商品34 サービス8	○	○	フェロー諸島及びグリーンランドにも保護の効力が及ぶ CTM
	ドイツ	○	○	○	○		○	×	○	出	10*	5	登3	商品34 サービス8	○	○	*出願日の月末起算10年 CTM
	ノルウェー	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	5	登2	商品34 サービス8	○	○	
	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	
	フィンランド	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	5	登2	商品34 サービス8	○	○	CTM
	フランス	○	○	○	○		○	×	○	出	10	5	2	商品34 サービス11	○	○	CTM
	ブルガリア	○	○	○	○	○	○	×	×	出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	
	ベルギー	○	○	○	○		○	×	○	出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	ベネルックス統一商標法 CTM
	ポーランド	○	○	○	○	○	○	×	×	出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	
	ポルトガル	○	○	○	○	○	○	×	×	登	10	5	2	商品34 サービス8	○	○	CTM
ヨーロッパ	マルタ	○	○	×	○	○	×		×	出	10	5	2	商品34	○	○	
	モナコ	○	×	○	○		×	×	○	出	10	-	-	商品34 サービス8	○	○	
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	×	×						出	10			商品34 サービス8	○	○	
ヨーロッパ	クロアチア	○	○	×	○	○	○	×	○	出	10	5	-	商品34 サービス8	○	○	

続葉有

州名	国名	パリ条約	WTO協定	マドリッド協定議定書	商標法	審査	商標権の登録	本国登録要件	譲渡要件	存続期間		不（使用年取消）	出（異議申立公告）	分類	サービスマーク	国際分類	備考
										起算日	期間（年）						
ヨーロッパ	スロベニア	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	3	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
	マケドニア旧ユーゴスラ ビア共和国	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5		商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
	セルビア・ モンテネグロ	○	×	○						出	10	5	-	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	×	×	×	出	10	5	-	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
	ルクセンブルク	○	○	○	○		○	×	○	出	10	5	-	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	ベネルックス統一商標法 CTM
	ルーマニア	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	なし	3	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
アメリカ	（北米及び中米） 米 国	○	○	×	○	○	（○）	（本）	×	登	10	3	30日	商品34 サ・ビ・ス11	○	○	
	エルサルバドル	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	なし	2	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	中央アメリカ条約
	カナダ	○	○	×	○	○	（○）	×	○	登	15	3	2	なし	○	-	異議申立期間は2月間 延長可能
	バハマ	○	×	×	○	○	（○）	×	×	出	14	5	1	商品50	○	-	旧英国商品分類採用
	キューバ	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	3	-	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
	グアテマラ	○	○	×	○	○	○	○	○	登	10	なし	2	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	中央アメリカ条約
	コスタリカ	○	○	×	○	○	○	○	○	登	10	なし	2	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	中央アメリカ条約
	バルバドス	○	○	×	○	○	（○）	×	○	登	10	5	90日	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
	ジャマイカ	○	○	×	○	○	（○）	×		出	10	5	1	商品34	○	○	
	ドミニカ共和国	○	○	×	○	○	○	×	×	登	10	3	45日	商品70	○	○	
	トリニダード・トバゴ	○	○	×	○	○	（○）	×		登	10	3	3	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
	ニカラグア	○	○	×	○	○	○	○	○	登	10	3	2	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	中央アメリカ条約
	ハイチ	○	○	×	○	×	×	×	○	登	10	なし	2	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
	パナマ	○	○	×	○	×	×	×	×	出	10	5	2	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
	ホンジュラス	○	○	×	○	○	○	×	×	登	10	3	30日	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	
	メキシコ	○	○	×	○	○	○	×	○	出	10	3	告示で 定める	商品34 サ・ビ・ス11	○	○	
	（南米） アルゼンチン	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	5	30日	商品34 サ・ビ・ス11	○	○	更新後の存続期間、起 算日は更新登録日
	ベネズエラ	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	3	30日	商品34 サ・ビ・ス8	○	○	アンデス条約 (商号は50類)

州名	国名	パリ条約	WTO協定	マドリッド協定議定書	商標法	審査	商標権の登録	本国登録要件	譲渡要件	存続期間		不（使用年取消）	出（異議申立公告）	分類	サービスマーク	国際分類	備考
										起算日	期間（年）						
アメリカメカリ	ウルグアイ	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	なし	30日	商品34 サービス11	○	○	
	エクアドル	○	○	×	○		○	×	×	登	10	3	30日	商品34 サービス8	○	○	アンデス条約
	コロンビア	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	3	30日	商品34 サービス8	○	○	(特)防護標章 アンデス条約
	チリ	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	2	30日	商品34 サービス11	○	○	更新後の存続期間の起算日は更新登録日
	パラグアイ	○	○	×	○	×	○	×	○	登	10	5	60日	商品34 サービス11	○	○	
	ブラジル	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	5	60日	商品34 サービス8	○	○	
	ペルー	○	○	×	○	×	○	×	○	登	10	3	30日	商品34 サービス8	○	○	アンデス条約
	スリナム	○	○	×	○	○	×	×	×	登	10	3		商品34	-	○	
	ボリビア	○	○	×	○	○	○	×	×	登	10	3	50日		○	○	アンデス条約

出典：WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

注：

- (1) パリ条約の項中、○は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- (2) WTO協定の項中、○は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- (3) マドリッド協定議定書の項中、○は『標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書』の加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- (4) 商標法の項中、○は商標法の「有る」ことを、×は「無い」ことを、暫は暫定法があることを、また は他の国の商標法を適用していることを示す。
- (5) 審査の項中、○は方式、顕著性、先行商標審査すべてを含み、 は方式、顕著性のみを審査することを示し、×は方式のみを審査することを示す。
- (6) 商標権の登録の項中、○は「先願主義」をとっていることを、×は「先使用主義」をとっていることを、(○)は折衷主義をとっていることを示す。先願主義とは、商標権の発生が先願者に対する登録に基づくものをいい、先使用主義とは、商標権の発生が商標の使用に基づくものである。
- (7) 本国登録要件の項中、○は「要する」ことを、(本)は「本国登録あるときは必要」であることを、×は「不要である」ことを示す。「本国登録要件」とは、外国人にして自国以外の国へ出願する場合は、その本国において事前に商標登録のなされていることが要求されるものをいう。
- (8) 譲渡要件の項中、○は「単独」であることを、×は「営業とともに」であることを示し、「単独」とは、営業とは無関係に商標権のみの譲渡が許されるものをいい、「営業とともに」とは、営業の譲渡と同時になすことを要するものをいう。
- (9) 存続期間の項中、「出」とは出願日を、「登」とは登録日を、それぞれ存続期間の起算日とするものをいう。「更」とは、更新後の期間を示す（特に表記していない場合は、更新後も同一期間存続することを示す。）
- (10) 出願公告の項中、月又は日数の表示は、いずれも公報又は官報等への公告期間、従ってその間に異議申立の許されている期間を示す。また - は、異議申立期間に関する規定がないことを示す。なお、例えば登2とは、登録の公告後2ヶ月以内に異議申立が可能であることを表す。
- (11) 備考の項中、(特)は特異な商標制度を示す。CTMは共同体商標（EU）の加盟国であることを示す。

問い合わせ先：国際課